

契 約 書 (案)

国立大学法人 琉球大学長 大城 肇 (以下「甲」という。)と、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)、〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇(以下「丙」という。)の間において、丙所有の下記リース物品 (以下「物品」という。)について、下記の条項により契約を締結する。

品 名	規 格	数 量
証明書自動発行システム	別紙内訳明細書のとおり	一 式

(基本事項)

第1条 契約期間、納入場所、契約金額及び契約保証金は次のとおりとする。

1. 契約期間 令和5年7月1日から令和10年6月30日
2. 納入場所
 - ・ 共通教育棟1号館1階
 - ・ 文系総合研究棟1階
 - ・ 工学部1号館1階
 - ・ 医学部がじゅまる会館2階
3. 契約金額 月額 〇〇〇〇〇〇〇〇円 (うち消費税額及び地方消費税額 〇〇〇〇〇円)
4. 契約保証金 免除

なお消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た金額である。

(物品の引渡し等)

第2条 乙は、甲が物品を使用できる状態で引き渡すと共に、物品の引き渡し通知書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項規定による通知を受けたときは速やかに検査を行い、受領日を記載した物品受領証を乙に交付するものとし、この日をもって乙から甲へ物品が引き渡されたものとする。
- 3 乙は、前項に規定する検査に合格しないときは直ちにこれを引き取り、甲の指定する期間内に改めて物品を引き渡し、検査を受けなければならない。

(リース料金の支払)

第3条 リース料金は、上記金額の月額払いとし、丙はリース契約期間開始月分の請求書を翌月速やかに甲に提出するものとする。以後、リース契約期間の終了まで同様に行うものとする。

- 2 リース期間に1か月未満の端数が生じた場合、又は丙の責に帰すべき事由により物品を使用できない期間があった場合は、当該月のリース料は次式により算出した額とし、金額に円未満の端数が生じたときは、円未満は切り捨てるものとする。

当該月のリース料 = (月額リース料 / 当該月の暦日数) × 当該月のリース日数

- 3 甲は、丙からリース料金の適正な請求書を受領後に、甲が定めた日に一回に支払うものとする。

(履行遅滞に関する遅延損害金)

第4条 乙の責に帰すべき事由により、リース開始日の前日までに物品の引き渡しを完了することができない場合においては、甲は乙から遅延損害金を徴収するものとする。

- 2 前項の遅延損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府の支払遅延に対する遅延利息の率（年2.5パーセントの割合）で計算した額とする。

(契約不適合責任)

第5条 甲は、引き渡されたこの契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、乙は甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がない時は、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 この契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

(リース契約期間中の協力)

第6条 乙及び丙は、甲に対し物品のリース契約期間中、物品の適切な操作方法を指導する等、甲の業務が円滑に遂行できるよう協力するものとする。

(物品の所有権等)

第7条 物品の所有権は丙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

- 2 甲は、物品が丙の所有であることを示す表示等を棄損してはならない。
- 3 甲は、乙から引き渡しを受けた物品及びこれらの物に内包され、又はこれらの物に関連して乙から提供を受けた技術情報は、乙の所有に属する知的財産であることを認識し、その取扱いにあたっては、慎重な注意のもとに秘密の保持につとめるものとする。

(機能の追加)

第8条 甲は、業務上必要と認めるときは、物品の性能、機能等に影響を与えない範囲内で、かつ取扱要領を遵守した上で、業務の運用上必要な機能を加えることができるものとする。

(保険)

第9条 丙は自己の負担において物品に動産総合保険を附保するものとする。

- 2 事故が発生した場合は、保険金を規定損害金に充当し、それ以外は甲の負担とする。

(故意又は過失による損害)

第10条 丙は、甲が故意又は過失によって物品に損害を与えたときは、その損害の賠償を甲に請求できるものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。この場合において、前条による動産総合保険で補填される金額は、損害賠償額から控除するものとする。

(危険負担)

第11条 物品が滅失・毀損して修理不能となった場合、本契約は終了する。この場合、甲は残リース契約期間のリース料相当額の損害金を丙に支払うものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。この場合において、前条による動産総合保険で補填される金額は、損害賠償額から控除するものとする。

(物品の返還)

第12条 リース契約期間満了により物品を返還する場合は、物品の荷造り及び乙が指定する場所までの輸送その他これに要する費用は乙の負担とする。

(再リース)

第13条 甲・乙・丙間の協議の上、契約期間終了後、賃貸借装置を再リースができるものとする。

(債務弁済)

第14条 甲の都合により、契約に定めるリース期間を経ずに契約が終了した場合、甲は契約に定めるリース期間中のリース料の合計額から支払済のリース料の合計額を差し引いた残額相当額を契約終了時に丙に支払うものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金)

第15条 乙が、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲の請求に基づき、契約期間全体の支払総金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法7条の4第7項又は同条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がそ

の超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

- 3 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲、乙及び丙は、リース契約期間終了前に本契約を解除することができない。ただし、政変、天災等やむを得ない場合は甲、乙、丙協議の上、解除することができる。

- 2 甲は、乙及び丙が前条第1項各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
- 3 甲、乙及び丙が正当な理由なくして本契約に違反した場合は、原則として解除しようとする日の2ヶ月前までにその旨を書面で通知することにより、本契約を解除することができるものとし、違約金を徴収するものとする。
- 4 前項の違約金の額は、契約期間全体の支払総金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額とする。
- 5 甲は、乙及び丙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず本契約を解除することができる。

一 役員等（乙及び丙が個人である場合にはその者、乙及び丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 乙及び丙が、一から五までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（六に該当する場合を除く。）に、甲が乙及び丙に対して当該契約の解除を求め、乙及び丙がそれに従わなかったとき。

- 6 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約期間全体の支払総金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

(遅延利息)

第17条 本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期日までに支払わないと

きは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(撤去又は変更)

第18条 リース契約期間中において、やむを得ない事情により物品の一部撤去又は変更の必要が生じた場合は、甲、乙、丙協議の上、処理するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第19条 乙及び丙は、本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第20条 乙及び丙は、本契約を遂行するにあたり、業務上知り得た甲に関する情報を他に漏らし又は、他の目的に利用してはならない。

2 乙が第三者に委託又は請負わせる場合も、乙は、当該第三者に対して、乙が甲に対して負うべき本条と同等の履行義務を負わせるものとする。

(細目)

第21条 本契約に定めた各条項以外の必要な細目については、国立大学法人琉球大学会計規則及び国立大学法人琉球大学会計実施規程を適用するものとする。

(紛争の解決)

第22条 甲、乙及び丙は、本契約条項を遵守するものとし、疑義を生じたときは甲、乙、丙協議の上、これを解決するものとする。

(契約外の事項)

第23条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

(合意管轄)

第24条 本契約に関する訴えの管轄は、琉球大学所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を3通作成し、甲・乙・丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人
琉球大学長 西田 睦

乙

丙

個人情報の取扱いに係る遵守事項

(目的)

第一 甲の保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のため、必要な事項を定める。

(管理及び実施体制)

第二 乙は、甲から預託された個人情報を取扱う場合は、責任者及び業務従事者の管理実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項を定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止等、個人情報の適切な管理について必要な処置を講じること。

(秘密保持)

第三 乙及び派遣労働者は、個人情報について、これを第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、法令の定めに基づき権限ある官公庁等から開示の求めがあった場合には当該個人情報を開示することができるものとし、この場合において、その旨をすみやかに甲に対して文書で通知する。

(目的外利用の禁止)

第四 乙は、個人情報を本契約に記載した目的以外で使用してはならない。

(再委託等)

第五 乙は、本契約の遂行にあたり、一部または全部を第三者に再委託できないものとする。ただし、事前に書面により甲の承認を受けた場合にはこの限りでない。

2 乙が、前項の規定により甲の承諾を得て業務を再委託する場合は、乙は当該再委託先に対して本契約と同等の義務を遵守させること。なお、当該再委託先が本契約に違反した場合はその全責任を負う。

3 乙は、再委託の相手方が再々委託又はそれ以降の委託を行う場合も前2項と同様な措置をとる。

(個人情報の複製等)

第六 乙は、本契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料、媒体等を複写、複製、加工又はその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の書面による承諾を得た上で、業務遂行にあたって合理的かつ必要な範囲内でのみ、個人情報の複写、複製又は加工することができる。この場合において、乙は、複写、複製又は加工した情報の管理についても本契約に定める義務を負う。

3 乙は甲による個人情報の提供以外に偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

4 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、個人情報を第三者に提供してはイケない。

5 乙が、前項の規定に従い甲の承諾を得て当該情報を第三者に開示する場合は、乙は当該第三者に対して本契約と同等の義務を遵守させるものとする。

(個人情報の漏えい等の対応)

第七 乙は個人情報の紛失、漏洩、破損、改竄等が発生した場合は直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の処置及び個人情報により識別されることとなる特定の個人への対応等について直ちに報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲が調査するとき又は当該漏洩に起因して甲に対し訴訟が提起されたときは、乙は甲に協力しなければならない。

(個人情報の消去及び返却)

第八 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、甲から提供された個人情報(複写、複製又は加工されたものを含む。)を甲の指示に従って、速やかに返還または処分しなければならない。

(損害賠償)

第九 乙は、本契約の遂行にあたり、乙自らの責めに帰すべき事由によって本契約に違反し甲に損害を発生させた場合は、当該違反行為と相当因果関係にある損害を限度として、乙は甲に損害の責めを負うものとする。

(契約解除)

第十 甲は乙が上記条項に違反した場合は、契約を解除することができる。乙は契約解除に伴う損害の責めを負うものとする。

(定期検査)

第十一 甲は乙の事業所等において、預託した個人情報の管理状況について、個人情報の秘匿性等その内容に応じて年1回以上の定期的検査を実施できるものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、個人情報の管理状況等について書面で報告しなければならない。

3 乙は、甲が個人情報の適正な取扱いの確認のため必要があると申し入れた場合には、個人情報の取扱い状況に関する立入検査の実施を承諾し、遅滞なく誠実に協力しなければならない。